

【事例5】住宅取得等資金の非課税を適用し暦年課税を選択する場合

私は、自分の住宅用の家屋の新築をするために、父から現金2,000万円の贈与を受けました。家屋の種類は、省エネ等住宅(67ページ参照)であり、その家屋の新築に係る契約を令和2年10月2日に締結し、同年中に完成し居住を始めています。この家屋の新築の対価の額に含まれる消費税等の税率は10%でした。この贈与を受けた現金について住宅取得等資金の非課税(注1)を適用し、「特例税率」(注2)を適用して暦年課税により申告します。なお、私は、父(札幌太郎)からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。

- (注) 1 特例の概要については66ページを、「チェックシート」及び「添付書類」については53ページ及び54ページのA-1を参照してください。
2 「特例税率」については、2ページを参照してください。

○ 国税庁ホームページを利用する場合

※ 手書きで作成する場合は、46ページへ

※ 非課税の適用要件チェック(その1) 画面へのアクセス方法については15~17ページを参照してください。

1 非課税の適用要件チェック(その1) 画面で、住宅取得等資金の非課税についての適用要件をチェックします。

事例5

非課税の適用要件チェック(その1) 当画面の入力例

※ このチェックは住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時特精算課税の特例における適用要件チェックを兼ねていません(下記1及び下記の項目1から項目3までについては、除きます。)

1 平成27年分から令和元年分までの「住宅取得等資金の非課税」の適用有無を選択してください。
【必知】
あなたは、平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けましたか。
 いいえ はい

2 資金の使途について選択してください。
【必知】
住宅用の家屋の新築若しくは取得をしましたが、又は既に居住している家屋の増改築等を行いましたか。
 新築又は取得 増改築等

3 特例適用要件チェック
※ 既に特例の適用要件に該当することを確認済みの方(災害に関する税制上の措置の適用を受けない方を除きます。)、は、「特例適用要件確認済として次へ」をクリックしてください。
下の要件の確認を省略した画面に進むことができます。

チェック	はい	いいえ
1 あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系単属(子や孫など)ですか。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
2 あなたの令和2年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000万円以下ですか。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
3 あなたは、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
4 新築又は取得をした住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築(これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)をし、又はこれらの人から取得(その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。)をしたものですか。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
5 令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築(その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)をし、又は取得(その敷地の用に供される土地等の取得を含みます。)をし、贈与を受けた金額の全額をその対価に充てましたか。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
6 令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了(新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。又は住宅用の家屋の取得をしています。) (注) 「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根(その骨組みを含みます。)を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。 2 「取得」の場合には、上記1の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を連帯住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、令和3年3月15日までにその引渡しを受けていなければなりません。 3 受贈者が「住宅用の家屋」を所有する(共有持分を有する場合も含まれます。)ことにならない場合は、この特例の適用を受けることはできません。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
7 新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積(区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)は50㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 新築又は取得をした住宅用の家屋の登記簿上の床面積(区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)を入力してください。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
8 住宅用の家屋の取得のための金銭の贈与を受けた方 【住宅用の家屋の「取得」をした人のみチェックしてください。】 取得をした住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その取得の日以前20年以内(耐火建築物の場合は25年以内)に建築されたもの ※ 「耐火建築物」とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。 ③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、耐震基準に適合するものとして「耐震基準適合証明書」などにより証明されたもの ④ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋(上記の及び③のいずれにも該当しないものに限り)で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことに基づき「建築物の耐震改修の計画の認定申請書」などの申請書等に基づいて都道府県知事などに申請し、令和3年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことに基づき、「耐震基準適合証明書」などの証明書等により証明されたもの	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
9 贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか(注)。 (注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限附帯控除受取人(同項第2号に掲げる非居住無制限附帯控除受取人)である場合には、「はい」を選んでください。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
10 あなたは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか(居住していない場合には、令和3年12月31日までに遷移なくその家屋に居住する見込みですか。)	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>

平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告における「住宅取得等資金の非課税」の適用の有無について、「いいえ」又は「はい」を選択してください。

住宅取得等資金の使途について、「新築又は取得」又は「増改築等」のどちらかを選択してください。

既に特例適用要件を確認済である場合は、「特例適用要件確認済として次へ」をクリックし、次の画面に進んでください。
以降の質問事項のチェックを省略することができます。

※ 「災害に関する税制上の措置」の適用を受ける方は、「特例適用要件確認済として次へ」をクリックせず、適用要件の確認を行ってください。

特例適用要件を確認済でない場合は、質問事項について「はい」又は「いいえ」を選択してください。

入力が終わったら、「入力終了(次へ) >」をクリックしてください。

② 非課税の適用要件チェック（その2） 画面で、適用要件をチェックします。

非課税の適用要件チェック(その2) 当画面の入力例

1 住宅の種類についての入力

あなたが新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅に該当しますか？ **はい** いいえ

2 契約年月日の入力

住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約の締結をした年月日を入力してください。

住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約の締結をした年月日 **令和** 年 月 日

※ 平成の年分から令和元年までの贈与者の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けた方の入力方法については、こちらをご参照ください。

上記で「平成21年4月1日以後」の日付を入力した方は、その住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率を選択してください。

消費税等の税率 **10%** 10%以外

3 所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出についての入力

令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した方は、提出年月日及び提出先税務署名を選択してください。

(1) 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 **令和** 年 月 日

(2) 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した税務署 **都道府県:** **税務署名:**

贈与を受けた住宅取得等資金で、新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が省エネ等住宅に該当する場合は「はい」を、該当しない場合は「いいえ」を選択してください。

住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約の締結をした年月日を入力してください。

住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率について、「10%」又は「10%以外」を選択してください。

令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した方は、提出年月日等の入力をしてください。

入力が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

③ 非課税の適用を受ける財産の入力 画面で、贈与者の氏名、住所、生年月日などを入力します。

非課税の適用を受ける財産の入力 (省エネ等住宅 特別住宅資金非課税限度額 1,500万円) 当画面の入力例

他の贈与者から受けた贈与についても住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は、「取得財産の入力」画面又は後に表示される「取得財産の入力(非課税)」画面の「贈与者(非課税の適用を受ける財産)を追加する」ボタンから入力してください。

入力方法、用語等についてお分かりにならない部分があるときは、画面上の「よくある質問」をご覧ください。

1 贈与者(財産をあげた方)の入力方法を選択してください。

● 新たに贈与者を登録する
贈与者(財産をあげた方)について入力してください。

(1) 贈与者の氏名 フリガナ
セイ:
メイ:
※ 「セイ」と「メイ」欄の合計で4文字以内

(2) 贈与者の氏名 漢字
姓:
名:
住所:

(3) 贈与者の住所

(4) 贈与者の生年月日 年 月 日

(5) 贈与者の続柄

2-1 財産を取得した日、金額等を入力してください。(1回目)

(1) 財産を贈与により取得した日 **令和** 年 月 日

(2) 財産の所在地
札幌市中央区△△△△×丁目×番×号

(3) 住宅取得等資金の金額 20,000,000 円

2-2 財産を取得した日、金額等を入力してください。(2回目以降)

(1) 財産を贈与により取得した日 **令和** 年 月 日

(2) 財産の所在地

(3) 住宅取得等資金の金額

3 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額を入力してください。

○特別住宅資金非課税限度額は 15,000,000 円です。

非課税の適用を受ける金額(最高1,500万円) 15,000,000 円

※ 上記1の贈与者に係る金額のみ入力してください。

②の画面で入力した、住宅の種類、契約年月日及び消費税等の税率に応じて非課税限度額が異なります。

この事例では、住宅の種類は省エネ等住宅に該当し、契約年月日は令和2年10月2日であり、消費税等の税率は10%であることから、非課税限度額は1,500万円です。

贈与者(財産をあげた方)の氏名(フリガナ・漢字)、住所、生年月日及び続柄を入力(選択)してください。

贈与を受けた年月日を選択してください。

贈与を受けた財産の所在地を入力してください。財産の所在地には、預貯金の場合は金融機関の名称、支店名、所在地等を入力し、現金の場合には贈与者の住所を入力してください。

なお、財産の所在地が国外である場合には、チェックボックスをチェックします。

住宅取得等資金の金額を入力してください。

贈与者からの贈与により取得した住宅取得等資金について非課税の適用を受ける金額を入力してください。

この事例では1,500万円が限度となります。

入力が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

4 課税制度選択 画面で、適用する課税制度をクリックします。

課税制度選択

取得した財産の金額について、住宅取得等資金の非課税適用後の残額がありますので、適用する課税制度を選択してください。
 なお、今回の贈与者から令和元年分以前の年分に贈与により取得した財産について相続時精算課税の適用を受けている方は、「相続時精算課税」のボタンをクリックしてください。

暦年課税 ← 暦年課税の適用を受ける場合は左のボタンをクリックしてください。

相続時精算課税 ← 相続時精算課税の適用を受ける場合は左のボタンをクリックしてください。

< 戻る

入力を行った贈与者ごとに、住宅取得等資金の非課税適用後の残額（課税価格に算入される金額）について課税制度を選択します。
 この事例では **暦年課税** を選択します。

今回の贈与者から贈与により取得した財産について、令和元年分以前の年分において相続時精算課税の適用を受けている方は、暦年課税の適用を受けられませんので **相続時精算課税** をクリックしてください。

5 取得財産の入力（非課税） 画面で、入力内容を確認します。

取得財産の入力(非課税)

当画面の入力例

入力内容を確認してください。
 取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の入力結果表

No	贈与者	住宅取得等資金の金額	非課税の適用を受ける金額	課税価格に算入される金額 (課税価格 - 非課税金額)	修正ボタン	削除ボタン
1	札幌 太郎	20,000,000円	15,000,000円	5,000,000円 暦年課税	修正	削除

贈与者(非課税の適用を受ける財産)を追加する ← 他の贈与者から住宅取得等資金の贈与がある場合には、左のボタンをクリックしてください。

< 戻る (適用条件チェックへ)

入力終了(次へ) >

③及び④の画面で入力した内容が表示されますので、確認してください。
 なお、**修正** 又は **削除** をクリックすることにより、入力内容の修正や削除ができます。

他の贈与者から住宅取得等資金の贈与がある場合は、**贈与者(非課税の適用を受ける財産)を追加する** をクリックし、③の画面にて **新たに贈与者を登録する** を選択した上で、同様に **既存の贈与者を選択する** を入力してください。

確認が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

事例5

6 取得財産の入力 画面で、非課税の適用を受ける財産以外の財産がある場合は、追加で入力します。

取得財産の入力

当画面の入力例

入力内容を確認してください。
 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は、非課税の財産から入力することをお勧めします。
 該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力が終了した時点で、他の項目を選択して入力することができます。
 取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の入力結果表

No	贈与者	住宅取得等資金の金額	非課税の適用を受ける金額	課税価格に算入される金額 選択した課税制度	修正ボタン	削除ボタン
1	札幌 太郎	20,000,000円	15,000,000円	5,000,000円 暦年課税	修正	削除

贈与者(非課税の適用を受ける財産)を追加する

上の入力結果表に表示されている項目以外を修正する場合は右のボタンをクリックしてください。 **修正(適用条件チェックへ)**

一般の贈与の入力結果表

No	贈与者	財産区分	財産を取得した年月日	取得した財産の種類	財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
1	札幌 太郎	特別贈与財産	令和2年9月18日	現金、預貯金等	5,000,000円 円	修正	削除
2							

贈与者を追加する

他の項目を追加入力する場合は以下のボタンをクリックしてください。

配偶者控除の適用を受ける財産 (配偶者控除額 最高2,000万円) ← 配偶者控除の特例(暦年課税)の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

相続時精算課税の適用を受ける財産 (特別控除額 最高2,500万円) ← 相続時精算課税の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

※ 相続時精算課税の特別控除額は、控除を受ける金額など一定の事項を記載した贈与後の申告書を申告書の提出期間内に提出した場合に限り適用することができます。

< 戻る (提出方法の選択等へ)

入力データの一時保存 (作業を中断する場合は)

入力終了(次へ) >

一般の贈与（暦年課税）の財産を入力する場合には、**贈与者を追加する** をクリックします。

贈与税の配偶者控除の特例（65ページ参照）の適用を受ける財産を追加入力する場合には、**配偶者控除の適用を受ける財産** (配偶者控除額 最高2,000万円) をクリックします。

相続時精算課税（4ページ参照）の適用を受ける財産を追加入力する場合には、**相続時精算課税の適用を受ける財産** (特別控除額 最高2,500万円) をクリックします。

確認が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

7 贈与税額計算結果表示 画面で、贈与税額の計算結果を確認します。

贈与税額計算結果表示

あなたの贈与税額の計算結果(申告書第一表)は以下のとおりです。
 暦年課税分に係る外国税額の控除額のある方は医療法人持分税額控除の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「控除額の入力」ボタンをクリックし、控除額を入力してください。

取得した財産の明細		財産を取得した年月日
種別 / 科目 / 新旧区分 / 受取先		前高所得年
現金、預貯金等 / 現金、預貯金等 / 住宅取得等資金		令和2年9月18日
		5,000,000円
		円
特別贈与財産分	特別贈与財産の価額の合計額 (1)	5,000,000円
		円
一般贈与財産分	一般贈与財産の価額の合計額 (2)	円
		円
	配偶者控除額 (3)	円
	暦年課税分の課税価格の合計額 (4)	5,000,000円
	基礎控除額 (5)	1,100,000円
	(5)の控除後の課税価格 (6)	3,900,000円
	(6)に対する税額 (7)	485,000円
	外国税額の控除額 (8)	円
	医療法人持分税額控除額 (9)	円
	差し税額 (10)	485,000円
	相続時精算課税分 (11)	円
	相続時精算課税分の課税価格の合計額 (12)	円
	課税価格の合計額 (13)	5,000,000円
	差し税額の合計額 (14)	485,000円
	農地等納税過予税額 (15)	円
	株式等納税過予税額 (16)	円
	特別株式等納税過予税額 (17)	円
	医療法人持分納税過予税額 (18)	円
	事業用資産納税過予税額 (19)	円
	申告期限までに納付すべき税額 (20)	485,000円

あなたが令和3年3月15日(月)までに納付すべき令和2年分の贈与税額は
 485,000円です。

< 戻る 入力データの一時保存 (作業を中断する場合) **入力終了(次へ) >**

住宅取得等資金の非課税の適用後の残額について選択した課税制度に基づく計算結果が表示されているか確認してください。
 この事例では暦年課税を適用し、特例税率を適用して計算した贈与税額が表示されます。

計算結果の確認 をクリックすると、(7)欄の「(6)に対する税額」の計算方法等が確認できます。この事例では、「特例税率」を適用して計算された贈与税額が表示されます。

住宅取得等資金の非課税の計算結果を見る をクリックすると、住宅取得等資金の非課税の計算明細書を確認することができます。

確認が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

ご注意ください
 贈与税額が0円であっても、
住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合には、期限内申告が必要です。

事例5

8 住所・氏名等の入力 画面で、
 住所・氏名・マイナンバー（個人番号）などを入力します。
 (27ページ参照)

Ⅱ 画面の案内に従って操作を進めます。e-Taxの場合は、申告書等のデータを送信してください。書面提出の場合は、申告書等を印刷して郵送等により税務署に提出してください。

○ 手書きで作成する場合

札幌中 税務署長 令和02年分贈与税の申告書(兼贈与税の額) (計算明細書) F D 4 7 2 8

提出用
事務受付印
明治1
大正2
昭和3
平成4
令和5

住所 〒XXXX-XXXX (電話 XXX-XXXX-XXXX) 札幌市中央区△△条△丁目×番×号

フリガナ サツポロシロウ

氏名 札幌 太郎

個人番号 又は 法人番号

生年月日 3 5 1.08.08 職業 会社員

税務署整理欄(記入しないでください)

整理番号

補完

申告書提出年月日

災害等延長年月日

出国年月日

死亡年月日

名簿

短期 確認

処理 開封

訂正 修正

作成 枚数

第一表 (令和2年分以降用)

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。

取得した財産の明細	財産を取得した年月日	財産の価額	課税標準額	税率	課税額
現金・預貯金等	令和02年09月18日	5000000	5000000	10%	500000
現金・預貯金等					
現金・預貯金等					
特例贈与財産の価額の合計額(課税価格)		①	5000000		
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					
住所					
フリガナ					
氏名					
生年月日					

令和2年分贈与税の申告書 (住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

F D 4 7 4 6

「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には□にレ印を記入します。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

非課税限度額 (住宅資金非課税限度額、特別住宅資金非課税限度額) は66ページを参照してください。

事例5

提出用

受贈者の氏名		札幌 史郎	
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。			
<input checked="" type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)			
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者の続柄・生年月日 (フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一文字空けて記入してください。)	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	
住所 札幌市中央区△△条×丁目×番×号	札幌市中央区△△条×丁目×番×号	令和 02 年 09 月 18 日 20000000	
フリガナ 氏名 サツホ ロタロウ			
氏名 札幌 太郎	続柄 1 (直系尊属) 2 父母 3 祖父母 4 父母上記以外 5 (5)の場合に記入します	令和 年 月 日	
生年月日 3210510			
↑ 明治1 大正2 昭和3 平成4	住宅取得等資金の合計額	32 20000000	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者の続柄・生年月日 (フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一文字空けて記入してください。)	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	
住所		令和 年 月 日	
フリガナ 氏名		令和 年 月 日	
氏名	続柄	令和 年 月 日	
生年月日			
↑ 明治1 大正2 昭和3 平成4	住宅取得等資金の合計額	33	
非課税限度額の計算	住宅資金非課税限度額 (注2)	新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成 年 月 日 34
	住宅資金非課税限度額の残額 (34-35)		35
	特別住宅資金非課税限度額 (注2)	新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成 02 年 10 月 02 日 37
	令和元年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額 (注3)		38
	特別住宅資金非課税限度額の残額 (37-38)		39
受贈者の別非課税の適用を受ける金額	32のうち非課税の適用を受ける金額		40
受贈者の別非課税の適用を受ける金額	33のうち非課税の適用を受ける金額		41
受贈者の別非課税の適用を受ける金額の合計額 (40+41) (36)の金額と(39)の金額の合計額を限度とします。	非課税の適用を受ける金額の合計額		42
受贈者の別課税価格に算入される金額 (32-40) (32)に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。	32のうち課税価格に算入される金額		43
受贈者の別課税価格に算入される金額 (33-41) (33)に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。	33のうち課税価格に算入される金額		44

第一表の二 (令和2年分用) (第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和2年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超の場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	3・2・24	提出した税務署	札幌中 税務署
----------------------------	--------	---------	---------

- (注2) 非課税限度額については、申告書第一表の二(控用)の裏面をご参照ください。
- (注3) 非課税の適用を受けた金額については、申告書第一表の二(控用)の裏面をご参照ください。
- (注4) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(以下、これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得税の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

* 税務署整理欄	整理番号	名簿	確認
----------	------	----	----

* 欄には記入しないでください。(資5-10-1-3-A4統一)(令2.10)

(注)「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。
 ※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。
 ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)
 ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額
 ただし、繰越控除(純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など)を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。